

令和 6 年能登半島地震により被災された被保険者の皆様へ

～ 一部負担金等免除措置終了のお知らせ ～

令和 6 年能登半島地震により被災された皆様につきましては、衷心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、本組合では当該地震により被災された方に対して、医療機関で受診される際の一部負担金等^{※1}の免除措置を実施しておりましたが、当該免除措置は 令和 7 年 9 月 30 日をもって終了いたしましたのでお知らせいたします。（ご使用いただいていた一部負担金等免除証明書は、お手数ですがご自身で処分いただきますようお願いいたします。）

なお、「一部負担金等の免除要件^{※2}」に該当する方で、令和 7 年 9 月 30 日までの間、医療機関等で一部負担金等を支払われた場合は、「[国民健康保険一部負担金等免除申請書（令和 6 年能登半島地震）](#)」及び「[国民健康保険一部負担金等還付申請書（令和 6 年能登半島地震）](#)」を提出いただくことにより、本組合から当該一部負担金等を還付^{※3}いたします。

該当される方は本組合審査第一課（電話 03-5210-4384）までご連絡ください。

※ 1 一部負担金のほか、保険外併用療養費、訪問看護療養費に係る自己負担額が免除対象です。（入院時食事（生活）療養費の標準負担額（自己負担額）、柔道整復療養費の自己負担相当額等は除きます。）

※ 2 一部負担金等の免除要件

令和 6 年能登半島地震により災害救助法が適用された日において、当該市町村(被災区域)に住所を有してした方であって、次のいずれかに該当する場合

- ア 当該災害による被害を受けたことにより、住家の全半壊（全半焼）、床上浸水又はこれに準ずる被災^{※4}をした場合
- イ 当該災害による被害を受けたことにより、主たる生計維持者^{※5}が死亡又は重篤な傷病を負った場合^{※6}
- ウ 当該災害による被害を受けたことにより、主たる生計維持者の方が行方不明である場合
- エ 当該災害による被害を受けたことにより、主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した場合
- オ 当該災害による被害を受けたことにより、主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合

※ 3 受診記録の確認を行ったうえで還付いたしますので、手続きに時間を要する場合があります。

※ 4 「これに準ずる被災」とは、長期避難世帯の方等となりますが、詳しくは審査第一課にお問い合わせください。

※ 5 本組合ではほとんどの方の場合、「主たる生計維持者＝組合員」となりますが、組合員以外の方が主たる生計維持者であって上記に該当する場合は免除対象となりますので、詳しくは審査第一課にお問い合わせください。

※ 6 「重篤な傷病を負った場合」とは、診断書等により 1 か月以上の治療を要するものと認められる場合です。